令和四年内閣府・国土交通省令第八号

に関する法律に基づく安定供給確保支援法に講ずることによる安全保障の確保の推進 内閣府・国土交通省関係経済施策を一体的 3

三号ニ、第四号ニ及び第六号、第三十五条第一項並びに第四項、第三十三条第一項並びに第二項第 第一項、第四十一条第六項並びに第九十一条の規 及び第三項、第三十六条、第三十八条、第四十条 三号)第三十一条第一項及び同項第四号、第三項 する命令を次のように定める。 に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関 定に基づき、内閣府・国土交通省関係経済施策を 体的に講ずることによる安全保障の確保の推進 確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十経済施策を一体的に講ずることによる安全保障

施策を一体的に講ずることによる安全保障の確第一条 この命令において使用する用語は、経済 において使用する用語の例による。 保の推進に関する法律(以下「法」という。) (安定供給確保支援法人の指定の申請)

第二条 法第三十一条第一項の規定により指定を 法人」という。) は、次に掲げる事項を記載し受けようとする法人(次項において「指定申請 た様式第一による申請書を主務大臣に提出しな ればならない。

業務の内容 名称及び住所並びに代表者の氏

組織の概要

なければならない。 前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付し

定款の写し及び登記事項証明書

務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した 指定の申請に係る意思の決定を証する書類 役員及び安定供給確保支援業務に関する事

を含む。) (役職員の体制及び業務の方法に関する事項 安定供給確保支援業務の実施に関する計画

施できることを証する書類 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実

該当しない旨を誓約する書類 指定申請法人が法第三十一条第二項各号に

八 指定申請法人の最近三期間の事業報告の写 ない者である旨を当該役員が誓約する書類 役員が法第三十一条第二項第一号に該当し 貸借対照表及び損益計算書並びに最終の

> 財産目録(これらの書類を作成していない場 合には、これらに準ずるもの)

認める書類を提出させることができる。 る要件に適合することを確認するために必要と 指定申請法人が法第三十一条第一項各号に掲げ 密を確実に保持するための措置に関する書類 主務大臣は、前項各号に掲げる書類のほか、 安定供給確保支援業務に関して知り得た秘

第三条 法第三十一条第一項の主務省令で定める 法人は、次のとおりとする。

(指定の対象となる法人)

公益社団法人

公益財団法人

(指定の基準) 特定非営利活動法人

第四条 法第三十一条第一項第四号の主務省令で 定める基準は、次のとおりとする。

ために適切なものであること。 が、安定供給確保支援業務を的確に実施する し、かつ、十分な活動実績を有すること。特定重要物資等について十分な知見を有 安定供給確保支援業務の実施に関する計画

(安定供給確保支援法人の業務) るために必要な措置が講じられていること。 報を適切に管理し、及び秘密を確実に保持す 安定供給確保支援業務に関して知り得た情

第五条 安定供給確保支援法人は、安定供給確保 支援業務を公正かつ適正に行わなければならな 取組方針の定めるところにより、安定供給確保

2 る方法によって行わなければならない。 ネットの利用その他広く周知を図ることができ 価を実施した上で、刊行物への掲載、インター を公表する場合には、公表に当たって適切な評 項第三号の業務を行うに当たり、収集した情報 安定供給確保支援法人は、法第三十一条第三 安定供給確保支援法人は、法第三十一条第三

3 者からの照会及び相談に応じ、必要な情報の提 項第四号の業務を行うに当たっては、相談窓口 供及び助言を行わなければならない。 特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする を設置し、安定供給確保支援業務の対象とする (供給確保支援実施基準)

第六条 主務大臣は、法第三十一条第四項の規定 により供給確保支援実施基準を定めるに当たっ に関する事項 安定供給確保支援業務の内容及び実施体制 次に掲げる事項を定めるものとする。 3

る事項は、

次に掲げるものとする。

に関する事項

その他安定供給確保支援業務の実施に関

第七条 法第三十二条第二項の規定による届出 (安定供給確保支援法人の名称等の変更の届出)

第八条 安定供給確保支援法人は、法第三十三条 援業務規程を添えて、これを主務大臣に提出し 規程の認可を受けようとするときは、様式第三 第一項前段の規定により安定供給確保支援業務 による申請書に当該認可に係る安定供給確保支 (安定供給確保支援業務規程の認可の申請等)

2 これを主務大臣に提出しなければならない。 四による申請書に次に掲げる書類を添付して、 の変更の認可を受けようとするときは、 項後段の規定により安定供給確保支援業務規程 安定供給確保支援法人は、法第三十三条第一 変更する規定の新旧対照表

変更後の安定供給確保支援業務規程

(安定供給確保支援業務規程の記載事項) 変更に関する意思の決定を証する書類

第九条 法第三十三条第二項第三号ニの主務省令 で定める事項は、次に掲げるものとする。 業の選定の基準に関する事項 助成金の交付の対象とする認定供給確保事

助成金の交付の方法に関する事項 助成金の交付の実施体制に関する事項

五. 助成金の交付の期間に関する事項 助成金の交付の取消し及び返還に関する

2 六 その他助成金の交付に関し必要な事項 める事項は、次に掲げるものとする。 法第三十三条第二項第四号ニの主務省令で定 保事業の選定の基準に関する事項 利子補給金の支給の対象とする認定供給確

法第三十三条第二項第六号の主務省令で定め、 その他利子補給金の支給に関し必要な事項 その他利子補給金の支給に関し必要な事 利子補給金の支給の実施体制に関する事項 利子補給金の支給の方法に関する事項 利子補給金の支給の期間に関する事項 利子補給金の支給の停止に関する事項

二 安定供給確保支援業務の実施方法に関する 安定供給確保支援業務に関する秘密の保持 関する事

安定供給確保支援業務に関する秘密の保持

必要な事項

ならない。 は、様式第二による届出書により行わなければ

第十条 安定供給確保支援法人は、法第三十五条

(事業計画等)

係る相談窓口の設置に関する事項

得た情報の管理及び保持に関する事項

法第三十一条第三項第三号に掲げる業務で

法第三十一条第三項第四号に掲げる業務に

業者に対する監査に関する事項

げる業務の支援の対象となる認定供給確保事 法第三十一条第三項第一号及び第二号に掲

第一項前段の規定により事業計画書及び収支予

算書の認可を受けようとするときは、毎事業年

なければならない。

2

ければならない。

及び収支予算書を添えて、主務大臣に提出しな 滞なく)、様式第五による申請書に事業計画書 る事業年度にあっては、その指定を受けた後遅 度開始の一月前までに(指定を受けた日の属す

様式第 内容及び理由を記載した様式第六による申請書 の変更の認可を受けようとするときは、変更の 項後段の規定による事業計画書又は収支予算書 主務大臣に提出しなければならない。 に変更後の事業計画書及び収支予算書を添えて (事業報告書等の提出) 安定供給確保支援法人は、法第三十五条第一

第十一条 安定供給確保支援法人は、法第三十五 条第三項の事業報告書及び収支決算書を毎事業

第十二条 安定供給確保支援法人は、法第三十六 よりそれぞれの業務に配分して経理しなければ質又は目的に従って区分する等の適正な基準に 条の規定により経理を区分して整理するに当た 年度終了後三月以内に当該安定供給確保支援法 務に関連する収入及び費用については、その性 ればならない。 っては、同条に掲げる業務のうち、二以上の業 人の貸借対照表を添えて主務大臣に提出しなけ ならない。 (区分経理の方法)

(安定供給確保支援法人の帳簿等の整備)

第十三条 安定供給確保支援法人は、法第三十八 存しなければならない。 条の帳簿を一年ごとに閉鎖し、 閉鎖後五年間保

に掲げるものとする 法第三十八条の主務省令で定める事項は、 次

安定供給確保支援業務の実施状況

国から交付された補助金の執行状況 国から交付された補助金の額の総額

法第三十六条各号の業務ごとに充てた補助

運用によって生じた利子その他の収入金のあっては、当該安定供給確保支援法人基金の 安定供給確保支援法人基金を設ける場合に

えることができる。 保存をもって第一項に規定する帳簿の保存に代 きるようにして保存されるときは、当該記録の の他の機器を用いて直ちに表示されることがで 記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機そ 前項各号に掲げる事項が、電磁的方法により

第十四条 安定供給確保支援法人は、法第四十条 は、次に掲げる事項を記載した様式第七による 第一項の規定による許可を受けようとするとき (安定供給確保支援業務の休廃止の許可の申請)

二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止 しようとする場合はその期間

援業務の範囲

休止又は廃止しようとする安定供給確保支

三 休止又は廃止の理由

安定供給確保支援業務の引継ぎに関する

基金の取扱いに関する事項 安定供給確保支援業務により得た財産及び

(安定供給確保支援業務の引継ぎ)

第十五条 法第四十一条第一項又は第二項の規定 人は、次に掲げる事項を行わなければならな による指定の取消しに係る安定供給確保支援法 主務大臣が新たに選定する安定供給確保支

援法人に安定供給確保支援業務を引き継ぐこ

二 主務大臣が新たに選定する安定供給確保支 その他の書類を引き継ぐこと。 援法人に安定供給確保支援業務に関する帳簿

帰属させること。 (次号による国庫に納付する金額を除く。) を援法人に安定供給確保支援業務に係る財産 主務大臣が新たに選定する安定供給確保支

める額を国庫に納付すること。 交付を受けた補助金のうち、主務大臣が定

その他主務大臣が必要と認める事項

(申請等の方法)

第十六条 法第三十一条第一項、第三十二条第二 第三十三条第一項、第三十四条第八項、

> 当該一の主務大臣が受理した日において当該他 おいて「申請書等」という。)を二以上の主務 可申請書、届出書その他の書類(以下この条に の主務大臣に提出されたものとみなす。 できる。この場合において、当該申請書等は、 臣を経由して、他の主務大臣に提出することが 大臣に提出する場合には、いずれか一の主務大 第三十五条第一項及び第三項、第四十条第一項 一条及び第十四条の規定による指定申請書、認 並びに第二条、第七条、第八条、第十条、第十

第十七条 法第四十八条第六項の規定により立入 検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第 八によるものとする。 (立入検査の証明書)

申請書を主務大臣に提出しなければならない。|様式第一(第2条第1項関係) この命令は、公布の日から施行する。

安定弊給總質支援別人の数定を受けたいので、経済施賞を一体的に調することによる安全保障の機 機能に関する影像(以下 7回」という。> 第83 1 発援 3 項の規定に基づき、下記のとおり申請します



|様式第二(第7条関係)

様式第三(第8条第1項関係)

(諸明) 1、 拝棋の大きさは、日本産業規格人4とする。 2、安治英齢機保支援業務課務を添付する。

BARN (18 88 1980) ZERRENTERENTERENTER THE PROPERTY OF A 1 1 2 EVEN 6 EV	様式第四(第8条第2項関係)
MARK (2) (48) (480) ***********************************	様式第五(第10条第1項関係)
### A T A B A B B B B B B B B B B B B B B B	様式第六(第10条第2項関係)
MART (SI - ARRO) E RA D 6 R T I I TOTAL STREET, STR	様式第七(第14条関係)



裏 経済施策を一体的に調ずることによる安全保障の機体の推進に関する法律 仮称

- 「新来版を一般の選択でしていまった実際の場所の関連に関すらかか 他の ののでは、カースを ののでは、